

第5章

実現化方策

1. 「市民が主役のまちづくり」の推進

三好市では、平成24年三好市議会3月定例会において「三好市まちづくり基本条例」が可決され、半年間の周知期間を設けた後、平成24年10月1日に条例が施行されています。

この条例は、「市民主役のまちづくり」を目指して、市民・議会・市長等が、それぞれの役割と責務を認識し、一人ひとりが互いに力を合わせ、自らの創意工夫により住みよい活力のあるまちづくりを進めることを目的として制定されたものであり、当然のことながら、本計画はこの条例に即して計画が運用されるものです。

「市民が主役のまちづくり」となるためには、次の3点が求められます。

(1) 市民のまちづくり参加機会の創出

市民が、市の政策や地域づくり活動に参加するために「まちづくりに参加する権利」が与えられており、そこでまちづくりに関する意見を表明する主体的権利があります。本計画の見直しや本計画内で示されたプロジェクト等の実施にあたっては、計画を検討する段階から市民が主体的に参加できる機会を創出します。

(2) まちづくりのリーダーとなる人材の発掘・育成

市民が主体となり、まちづくり活動を積極的に動かしていくためには、そこに住む地域の市民の中で、核となるリーダーの存在こそ、まちづくり活動の持続性を担保していくものです。そのため、本計画策定中に参加していただいた市民をはじめ、地域のリーダーとなる人材の発掘・育成に努めます。

(3) まちづくり関連の情報発信

条例内に示されているように、市民の権利の中でも「知る権利」は最も重要な権利です。市民参加のためには市政に関する情報がなくてはなりません。そのため、今後の都市計画、まちづくりに関する情報として、パンフレットの配布、市のホームページ等への掲載を通じて、本計画の目的や内容を周知し、市民のまちづくりへの関心や意欲を高めるため、まちづくりに関する情報の発信を行っていきます。

2. 総合的な協働体制の構築

(1) 計画の実現化に向けた協働体制の構築

本計画で示した将来都市像を実現させ、目指すべき将来都市構造を具体化していくためには、市民を主役とし、行政だけでなく市民団体、企業など全ての主体が目標や課題を共有し、それぞれの役割分担に応じ連携・協力しながら、中心市街地の活性化や景観に配慮したまちなみの形成、コミュニティの維持などのまちづくりを推進する必要があります。特に、本市では、市民が主役のまちづくりを推進していく観点から、市民の意見を最大限反映し、活用していただける協働体制を構築していきます。

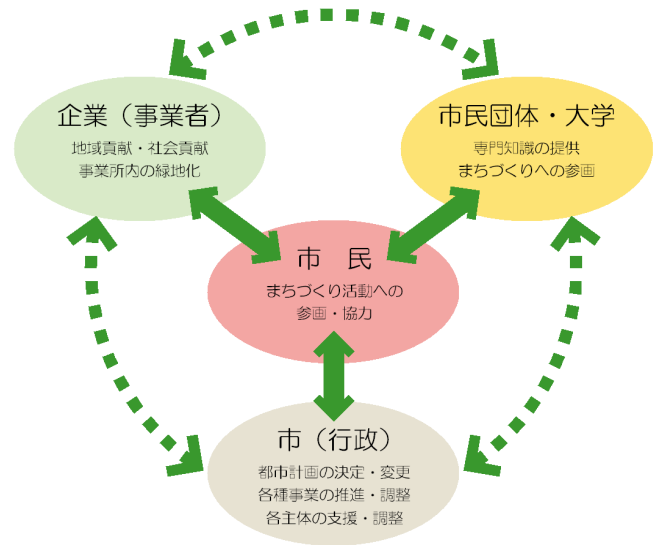


図 実現化に向けた協働体制(イメージ)

(2) 計画の実現化に向けた総合的な取組みの推進

本計画で示した都市将来像を実現させ、目指すべき将来都市構造を実現していくため、都市計画に基づく事業の推進、規制・誘導方策を活用するだけでなく、都市計画分野以外における取組みも必要です。特に、企業誘致や中心市街地の活性化、農地や山林の保全などの施策については、都市計画以外の分野における関係者・関係機関での取組みが中心であり、こうした他分野と協力していくことが求められます。本市においては、都市計画でカバーできるエリアの方が圧倒的に狭いため、特に他分野との協力が不可欠となります。

このため、本計画で掲げた各種方針は、都市計画という枠のみにとらわれず、他分野についても十分意識しながら、総合的なまちづくりの推進方策を示しています。そのことから、都市計画以外の分野と調整・整合を図りつつ、実現化に向けた総合的な取組みを推進していきます。

また、国道・県道や河川などに関しては、国・県をはじめとする関係機関と連携・協力しながら、役割分担や計画内容などについて具体的な協議を進めていきます。

(3) まちづくりに関する庁内体制の確立

本市は、平成18年に6町村が合併し、県下で最も広域な自治体となったため、まちづくりとして管轄するエリアも当然のことながら広がっています。まちづくりは、都市計画だけでなく、都市計画以外の他分野とも含めて総合的、横断的な取組みを必要とします。そのため、本計画の進捗状況の報告を含めたまちづくりの状況を議論する会議体を定期的で開催するなど、まちづくりに関する庁内体制を構築します。

(4) 都市計画マスタープランの見直し

本計画に基づくまちづくりを進めていくにあたり、短期・中期・長期計画を明示したアクションプランを作成するとともに、庁内外の会議体を設置して定期的な進捗管理を行い、必要に応じ計画内容の適切性について見直しを行います。また、上位計画である総合計画の改訂や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、本計画を見直します。

3. 都市計画の変更・見直し

(1) 用途地域の見直し

目指すべき土地利用に向けて建築物等の用途・密度・形態等に関する規制・誘導を行っていくため、本計画で定めた将来都市構造や土地利用方針に基づき、必要に応じて用途地域の見直しを行っていきます。

(2) 用途地域の指定のない区域における規制・誘導手法の導入

用途地域の指定のない区域のうち、大規模商業施設、危険性の高い工場または風俗施設等の立地を規制する必要性の高いエリアについては、特定用途制限地域の指定を検討します。その他のエリアについても、他法令により周辺の自然環境と調和し、ゆとりある居住環境を創出する観点から、地域の状況や市民の意向等を踏まえながら、適切な規制・誘導手法の導入を検討します。

(3) 都市施設の見直し

都市計画道路は現時点では未指定ですが幹線道路等へのアクセス性を向上させるため、必要に応じて都市計画道路を検討します。その際、市民との合意形成や関係機関と調整を図っていきます。また、公園については、計画区域内及び周辺における土地利用現況や地域住民の要望を踏まえつつ、必要に応じ都市計画公園を指定します。都市下水路については、老朽化した管渠等の改修や計画決定された区間の整備を推進し、内水被害を低減します。

他の施設については、地域の実情に応じ、選択と集中の観点から、必要に応じ随時検討します。

(4) 都市計画手法の新規導入

市民の意向に応じたきめ細かなまちづくりや地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、あるエリアを対象としたまちづくりのルールを定める地区計画制度や建築協定・緑化協定等の導入を検討します。特に、生活道路などの都市基盤が不足している地域においては、計画的な建て

替えによる道路用地の確保を目的とする地区計画の導入を検討します。

(5) 都市計画区域の見直し

現在都市計画区域外となっている地域において、一定の人口集積が見られるエリアや新たな開発等によって周辺の土地利用や景観等に影響があると判断されるエリアでは、良好な環境を維持するため、今後必要があれば準都市計画区域を活用した土地利用の適正な計画・規制や都市計画区域への編入について、県とともにあり方を検討していきます。